（新旧対照表）地方地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】の正誤

| 正 | 誤 |
| --- | --- |
| 改定後（第2.0版）  ［略］  2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー  (1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能  ［略］  ③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続  　宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。 | 改定後（第2.0版）  ［略］  2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー  (1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能  ［略］  ③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続  　宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下2.4.3において「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。 |

備考　［略］は本正誤においての省略を表す。